

社会保険事務手続き

■社員を採用したとき

健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得届

事業所を管轄する年金事務所に採用日から5日以内に提出する。

扶養者がいる場合は**健康保険被扶養者（異動）届**も提出する。

（被保険者の判断基準）

適用事業所に常時使用され、労働の対価として報酬を受ける人は、国籍や本人の意思にかかわらず、全て被保険者になる。

パートタイマーは

- ・1日の所定労働時間が、常用労働者のおおよそ4分の3以上
 - ・1ヶ月の所定労働日数が、常用労働者のおおよそ4分の3以上
- 両方の条件を満たすと被保険者となる。

■社員が退職したとき

健康保険・厚生年金保険 被保険者資格喪失届

事業所を管轄する年金事務所に退職日の翌日から5日以内に提出する。

※本人及び被扶養者の健康保険証を添付

■月額報酬の定時決定（毎年行う）

健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額算定基礎届

7月1日から7月10日までに年金事務所に提出する。

7月1日現在の被保険者すべてについてその年の4月、5月、6月に支給した報酬で標準報酬月額を決定する。

ただし、3ヶ月の中で給与の支払基礎日数が17日以上が対象。

6月1日以降に資格を取得した者または7月、8月、9月に標準報酬の随時改定が行われる者は除く。

見直し、再決定された標準報酬月額はその年の9月1日から翌年の8月31日まで原則として1年間使用される。

■月額報酬の随時決定

健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額変更届

昇（降）給により、固定的賃金の変動があった月から3ヶ月を経過したときにできるだけ早く年金事務所に提出する。

次のすべてに当てはまる場合に行われる。

- ①固定的賃金に変動があったとき
- ②変動月以後継続する3ヶ月の間の報酬の総支給額の平均月額から標準報酬月額を求め、現在の標準報酬月額と比べて2等級以上の差が生じた時
- ③3ヶ月とも報酬の支払基礎日数が17日以上あるとき

※変動月以後継続する3ヶ月の翌月の1日付で標準報酬月額を変更する。

雇用保険事務手続き

■社員を採用したとき

雇用保険被保険者資格取得届

事業所を管轄するハローワークに採用日の翌月 10 日以内に提出する。

添付書類：労働者名簿、出勤簿またはタイムカード、賃金台帳、

雇用保険被保険者証（交付を受けている場合）

臨時・パートタイマーについては雇用契約書も必要

（被保険者の判断基準）

適用事業主との間に雇用関係の存在している労働者は、本人の希望の有無にかかわらず被保険者になる。

31 日以上の雇用見込みがあること。

1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であること。

ただし、次に掲げる者は適用事業所に雇用される者であっても被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く）とならない。

①65 歳に達した日（誕生日の前日）以後において新たに雇用される者

②季節的に雇用される者であって、4 ヶ月以内の期間を定めて雇用される者又は 1 週間の所定労働時間が 30 時間未満の者

③学校教育法第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校又は同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校の学生又は生徒であって大学の夜間学部及び高等学校の夜間等の定時制の課程の者以外の者

④船員であって特定漁船以外の漁船に乗り組むために雇用される者（1 年を通じて船員として雇用される場合を除く）

⑤国、都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業に雇用される者のうち、離職した場合に、他の法令、条例、規則等に基づいて支給を受けるべき諸給与の内容が、法に規定する求職者給付及び就職促進給付の内容を超えると認められる者

■社員が退職したとき

雇用保険被保険者資格喪失届

事業所を管轄するハローワークに退職日の翌日から 10 日以内に提出する。

添付書類：労働者名簿、出勤簿またはタイムカード、賃金台帳

雇用保険被保険者離職証明書

被保険者が離職票の交付を希望しない場合を除き雇用保険被保険者資格喪失届と一緒に提出する。

※退職者が 59 歳以上の場合は、被保険者が離職票の交付を希望しない場合でも必ず雇用保険被保険者離職証明書を提出する。